

相談支援事業所はひと 契約書

(自立生活援助)

_____ (以下、「利用者」といいます)と相談支援事業所はひと (以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う指定自立生活援助について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し障害者総合支援法令の趣旨にしたがって、利用者の自立と社会活動への参加を促進するために、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から受給者証の支給有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了までに、利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、かつ受給者証に記載された支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (自立生活援助計画)

- 1 サービス管理責任者は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者が希望する生活や課題を明らかにし、適切な支援内容の把握に基づき自立生活援助計画を作成します。
- 2 自立生活援助計画の内容について利用者に対し説明し、文書により同意を求めます。
- 3 自立生活援助計画作成後、3ヵ月に1回以上定期的に自立生活援助計画実施状況の把握を行い、必要に応じて自立生活援助計画の変更を行います。変更については利用者に説明をし、文書により同意を求めます。

第4条 (地域生活支援員)

事業者は、障害者総合支援法に定める地域生活支援員を利用者へのサービスの担当者として任命します。また、地域生活支援員は、利用者の心身の状況に応じ自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援をおこないます。

第5条（サービス内容）

事業者は利用者に自立生活援助計画に基づいて、重要事項説明書に記載するサービスを提供します。

第6条（利用料金）

利用者は、事業者によるサービス提供に対して、別紙「重要事項説明書」に定める所定の利用者負担額を事業者に支払います。障害者総合支援法に基づく訓練等給付費は、事業者が市町村から代理して受領します。

第7条（利用料金の支払方法等）

- 1 利用者は、サービス提供の対価として、「重要事項説明書」に定める利用料金の合計額を、月ごとに支払います。
- 2 事業者は、当月の利用料金合計額の請求書を、翌月10日までに利用者に提示します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月20日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払を受けた時は、利用者に領収書を発行します。

第8条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。但し、複写に関しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとしします。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は30日以上予告期間をおいて文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。
- 2 前項にかかわらず、事業者が次の各号に該当する行為を行った場合には、利用者はただちにこの契約を解除することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なく契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合
 - (2) 事業者が第9条に定める（秘密の保持）に違反した場合
 - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
- 3 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

4 前項にかかわらず、利用者が次の各号に該当する場合には、事業者はただちにこの契約を解除することができます。

- (1) 利用者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合。
- (2) 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。
- (3) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。
- (4) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。
- (5) 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合。
- (6) 利用者が死亡した場合。

第10条（秘密保持）

- 1 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を保持する義務を負います。
- 2 事業者は、従事者が退職後、正当な理由なく在職中知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第12条（苦情対応）

利用者は、事業者が提供したサービスに関する苦情がある場合は、別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口に苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者又は家族に文書で報告します。

第13条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第14条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、障害者総合支援法令、その他関係する諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉 相談支援事業所は一と
指定自立生活援助（1011200449）
〈住所〉 群馬県みどり市笠懸町鹿3609
〈代表者名〉 社会福祉法人チハヤ会 理事長 田村 尚道 印

利用者

住所

氏名

印

親権者・後見人

住所

氏名

印